

## 実績目標(小)1-4:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

上記目標の概要	適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。 また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。
<b>(上記目標を達成するための実績目標)</b>	
業績目標1-4-1： 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施 業績目標1-4-2： 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組 業績目標1-4-3： 不服申立てへの取組	

## 実績目標(小)1-4についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり		
評定の理由	業務目標(小)1-4は、業績目標1-4-1から1-4-3までの評定を総合して評価を行いました。 業務目標1-4-3の評定は「S 目標達成」でしたが、業務目標1-4-1及び1-4-2の評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。		
実績の分析	<b>(必要性・有効性・効率性等)</b> 適正・公平な税務行政を推進するため、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収等を行うことは、重要な取組です。 業績目標1-4-1から1-4-3までには、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。		
財務省政策評価懇談会における意見	財務省政策評価懇談会における意見は、業績目標1-4-1から1-4-3までの該当欄に記載しています。		
実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度実績評価結果の施策への反映状況	前年度実績評価結果は、各業績目標1-4-1から1-4-3において定めた各種施策に反映させました。具体的には各業績目標1-4-1から1-4-3に記載しています。		
担当部局名	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、国税不服審判所	実績評価実施時期	令和5年10月